

与子第 875 号
令和 2 年 9 月 30 日

認可保育施設
0～2 歳児クラスの保護者各位

与那原町長 照屋 勉
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため「保育園登園自粛要請」に
応じて保育施設を欠席した場合の利用者負担額(保育料)減免に係る
書類の提出について(9月分)

日頃より町保育行政における取組について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和 2 年 8 月 5 日付け与子第 626 号にてお知らせしました、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育園登園自粛について」により、保育園を欠席した保護者について、利用者負担額(保育料)の「日割計算による軽減」を実施することとしました。

つきましては、対象者におかれましては下記のとおり必要書類をご提出お願いいたします。

記

1. 減免対象者及び期間

- ①対象者：下記期間において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「保育園登園自粛要請」に
応じて保育施設を欠席したお子さんの保護者。
- ②減免対象自粛期間：令和 2 年 9 月 2 日(水)から 9 月 5 日(土)

2. 提出書類

- ①利用者負担額減免申請書(※令和 2 年 4 月以降、提出がお済みの方は提出不要)
- ②別紙 1 公立保育所・認可保育園児用
別紙 2 家庭的保育・小規模保育事業・認定こども園在園児用
※在園施設によって、様式が異なりますのでご注意ください。

3. 提出期限及び提出先

- ①提出期限
・減免対象月の翌月 10 日まで
- ②提出先
・町内保育施設在園児：在籍中の保育所へ提出
・町外保育施設在園児：与那原町子育て支援課

4. 減免が決定された保育料の振込予定日

- ・減免対象月の翌々月末(上記提出期限内に提出された場合)
※振込日は還付通知にてお知らせします。
※家庭的保育・小規模保育事業・認定こども園在園児については、町から保護者あての減免決定通知後、在園施設から還付を行うこととなります。

お問合せ：与那原町子育て支援課 TEL098-945-6520(保育係)